**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 第１～第８　（略）附則（適用年度）　１　この要領は、平成24年６月19日から施行し、平成24年度事業から適用する。２　この要領は、平成30年５月31日限り、その効力を失う。附則（適用年度）　この要領は、平成25年５月29日から施行し、平成25年度事業から適用する。附則（適用年度）　この要領は、平成26年７月２日から施行し、平成26年度事業から適用する。附則（適用年度）　この要領は、平成27年４月17日から施行し、平成27年度事業から適用する。附則（適用年度）　この要領は、平成29年４月28日から施行し、平成29年度事業から適用する。 | 第１～第８　（略）附則（適用年度）　１　この要領は、平成24年６月19日から施行し、平成24年度事業から適用する。２　この要領は、平成28年５月31日限り、その効力を失う。附則（適用年度）　１　この要領は、平成25年５月29日から施行し、平成25年度事業から適用する。附則（適用年度）　１　この要領は、平成26年７月２日から施行し、平成26年度事業から適用する。附則（適用年度）　１　この要領は、平成27年４月17日から施行し、平成27年度事業から適用する。 |